資料４

「寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱」の一部改正について

寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
（補助対象）	（補助対象）
第2条　奨励費補助金の対象となる幼児は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。	第2条　奨励費補助金の対象となる幼児は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(1)　当該年度の6月1日から12月31日までの間に、町内に在住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に記録されたことがあること。	(1)　当該年度の6月1日から9月30日までの間に、町内に在住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町の住民基本台帳に記録されたことがあること。
(2)　当該年度の6月1日から12月31日までの間に第6条の申請に係る私立幼稚園等に在園したことがあること。	(2)　当該年度の6月1日から9月30日までの間に第6条の申請に係る私立幼稚園等に在園したことがあること。
（保育料等減免措置に関する調書）	（保育料等減免措置に関する調書）
～略～	～略～
（調書の提出）	（調書の提出）
第5条　減免措置を受けようとする保護者は、当該減免措置に係る幼児が、当該年度の6月1日に在園していた場合は6月30日（同日が休日（寒川町の休日を定める条例（平成元年条例第2号）第1条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）に当たるときは、同日前の休日でない日）までに、当該年度の6月2日から12月31日までの間に入園した場合は1月15日（同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日）までに調書を設置者等に提出するものとする。	第5条　減免措置を受けようとする保護者は、当該年度の10月15日（同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日）までに調書を設置者等に提出するものとする。
～略～	～略～
（申請）	（申請）
第6条　奨励費補助金を受けようとする設置者等は、当該年度の6月1日に在園していた幼児に係る奨励費補助金については7月8日（同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日）までに、当該年度の6月2日から12月31日までの間	第6条　奨励費補助金を受けようとする設置者等は、当該年度の10月31日

に入園した幼児に係る奨励費補助金については1月31日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに次の書類を町長へ提出するものとする。

(1)～(6)(略)

(辞退)

第7条　減免措置を辞退する保護者は、当該減免措置に係る幼児が、当該年度の6月1日に在園していた場合は7月8日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに、当該年度の6月2日から12月31日までの間に入園した場合は1月31日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに保育料等減免措置辞退届(第7号様式。以下「辞退届」という。)を設置者等を通じ町長に提出するものとする。

～略～

(退園児の報告)

第8条　奨励費補助金の対象となる幼児が当該年度の6月2日以降退園したとき、設置者等は速やかに退園児の保育料等の納入状況報告書(第8号様式)を町長へ提出するものとする。

～略～

別表第1(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

1)私立幼稚園

区分	第1子 (年額)	第2子 (年額)	第3子以降 (年額)
1　生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
2　市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	272,000円	308,000円	308,000円
3　市町村民税	187,200	247,000	308,000

(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに次の書類を町長へ提出するものとする。

(1)～(6)(略)

(辞退)

第7条　減免措置を辞退する保護者は、当該年度の10月31日(同日が休日に当たるときは、同日前の休日でない日)までに保育料等減免措置辞退届(第7号様式。以下「辞退届」という。)を設置者等を通じ町長に提出するものとする。

～略～

(退園児の報告)

第8条　奨励費補助金の対象となる幼児が当該年度の6月2日以降退園したとき、設置者等は退園児の保育料等の納入状況報告書(第8号様式)を10月31日までに町長へ提出するものとする。

～略～

別表第1(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

1)私立幼稚園

区分	第1子 (半年分)	第2子 (半年分)	第3子以降 (半年分)
1　生活保護世帯	154,000円	154,000円	154,000円
2　市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	136,000円	154,000円	154,000円
3　市町村民税	93,600	123,500	154,000

の所得割課税額が77,100円以下の世帯	円	円	円

2)幼児教育施設

区分	第1子（年額）	第2子（年額）	第3子以降（年額）
1　生活保護世帯	205,300円	205,300円	205,300円
2　市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	181,300円	205,300円	205,300円
3　市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	124,800円	164,600円	205,300円

注：1～3(略)

4　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律　による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。

5(略)

別表第2(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

(小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有する者)

1)私立幼稚園

区分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園し

の所得割課税額が77,100円以下の世帯	円	円	円

2)幼児教育施設

区分	第1子（半年分）	第2子（半年分）	第3子以降（半年分）
1　生活保護世帯	102,600円	102,600円	102,600円
2　市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	90,600円	102,600円	102,600円
3　市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	62,400円	82,300円	102,600円

注：1～3(略)

4　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。

5(略)

別表第2(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

(小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有する者)

1)私立幼稚園

区分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園し

	者 （第2子） （年額）	ている場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児 （第3子以降） （年額）
1　市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	185,000円	308,000円
2　上記区分以外の世帯	154,000円	308,000円

2)幼児教育施設

区分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 （第2子） （年額）	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児 （第3子以降） （年額）
1　市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下	123,300円	205,300円

	者 （第2子） （半年分）	ている場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児 （第3子以降） （半年分）
1　市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	92,500円	154,000円
2　上記区分以外の世帯	77,000円	154,000円

2)幼児教育施設

区分	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 （第2子） （半年分）	小学校1年生から3年生までの兄又は姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までの兄又は姉を2人以上有している園児 （第3子以降） （半年分）
1　市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下	61,600円	102,600円

の世帯		
2　市町村民税の所得割課税額が344,700円以下の世帯	15,000円	15,000円
3　区分2の市町村民税の所得割課税額を超える世帯	10,000円	10,000円

注：1～4(略)

5　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。

別表第3(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

(小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有しない者)

1)私立幼稚園

区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)(年額)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)(年額)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)(年額)
1　市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下	62,200円	185,000円	308,000円

の世帯		
2　市町村民税の所得割課税額が344,700円以下の世帯	7,500円	7,500円
3　区分2の市町村民税の所得割課税額を超える世帯	5,000円	5,000円

注：1～4(略)

5　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。

別表第3(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

(小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有しない者)

1)私立幼稚園

区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)(半年分)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)(半年分)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)(半年分)
1　市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下	31,100円	92,500円	154,000円

の世帯			
2　市町村民税の所得割課税額が344,500円以下の世帯	15,000円	154,000円	308,000円
3　区分5の市町村民税の所得割課税額を超える世帯	10,000円	154,000円	308,000円
4　いずれの区分にも該当しない世帯	0円	154,000円	308,000円

2)幼児教育施設

区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）（年額）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）（年額）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）（年額）
1　市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	41,400円	123,300円	205,300円
2　市町村民税の所得割課税額が344,500円以下の世帯	15,000円	15,000円	15,000円
3　区分2の市町村民税の所得割課税額を超える	10,000円	10,000円	10,000円

の世帯			
2　市町村民税の所得割課税額が344,500円以下の世帯	7,500円	77,000円	154,000円
3　区分2の市町村民税の所得割課税額を超える世帯	5,000円	77,000円	154,000円
4　いずれの区分にも該当しない世帯	0円	77,000円	154,000円

2)幼児教育施設

区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）（半年分）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）（半年分）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）（半年分）
1　市町村民税の所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下の世帯	20,700円	61,600円	102,600円
2　市町村民税の所得割課税額が344,500円以下の世帯	7,500円	7,500円	7,500円
3　区分2の市町村民税の所得割課税額を超える	5,000円	5,000円	5,000円

世帯			

注：1～4(略)

5　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。

別表第4(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

1)私立幼稚園

区分	第1子(年額)	第2子(年額)	第3子以降(年額)
1　生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
2　市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	308,000円	308,000円	308,000円
3　市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	308,000円

2)幼児教育施設

区分	第1子(年額)	第2子(年額)	第3子以降(年額)
1　生活保護世帯	205,300円	205,300円	205,300円
2　市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	205,300円	205,300円	205,300円

世帯			

注：1～4(略)

5　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。

別表第4(第3条関係)

奨励費補助金限度額表

1)私立幼稚園

区分	第1子(半年分)	第2子(半年分)	第3子以降(半年分)
1　生活保護世帯	154,000円	154,000円	154,000円
2　市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	154,000円	154,000円	154,000円
3　市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	136,000円	154,000円	154,000円

2)幼児教育施設

区分	第1子(半年分)	第2子(半年分)	第3子以降(半年分)
1　生活保護世帯	102,600円	102,600円	102,600円
2　市町村民税が非課税の世帯及び市町村民税の所得割が非課税の世帯	102,600円	102,600円	102,600円

<table>
<tr>
<td>
<table>
<tr><td>3　市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯</td><td>181,300円</td><td>205,300円</td><td>205,300円</td></tr>
</table>
注：1～3(略)
4　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。
5(略)
第1号様式(第4条、第6条関係)
別紙のとおり
～略～
</td>
<td>
<table>
<tr><td>3　市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯</td><td>90,600円</td><td>102,600円</td><td>102,600円</td></tr>
</table>
注：1～3(略)
4　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯は、生活保護の世帯の区分とする(給付を受けている証明書類の提出を要する。)。
5(略)
第1号様式(第4条、第6条関係)
別紙のとおり
～略～
附　則
この要綱は、平成31年4月24日から施行する。
</td>
</tr>
</table>

改正案

第1号様式(第4条、第6条関係)

※太枠内を黒インク又は黒ボールペンでご記入ください。
※園児1人につき1枚提出してください。

保育料等減免措置に関する調書

①	ふりがな		幼稚園等名	
	園児氏名			
	生年月日	年　月　日生	在園クラス	年少(3歳児)・年中(4歳児)・年長(5歳児)
	入園年月日	年　月　日入園	年度 入園料の支払い	有　・　無

② 園児の属する世帯及び保護者が監護し、生計が同一である子や孫等の状況(①の園児以外)

ふりがな 氏名	生年月日	園児からみた続柄	・幼稚(児)園児、保育所(園)児、小学生等の場合は、「※1」欄に記入してください。 ・保護者が監護し、生計が同一の子や孫等の場合は、「※2」欄の同居・別居の該当する方に○を付けてください。	
	年　月　日生		※1	幼稚(児)園・保育所(園) (年少 ・ 年中 ・ 年長) 小学校　年生
			※2	同居 ・ 別居
	年　月　日生		※1	幼稚(児)園・保育所(園) (年少 ・ 年中 ・ 年長) 小学校　年生
			※2	同居 ・ 別居
	年　月　日生		※1	幼稚(児)園・保育所(園) (年少 ・ 年中 ・ 年長) 小学校　年生
			※2	同居 ・ 別居
	年　月　日生		※1	幼稚(児)園・保育所(園) (年少 ・ 年中 ・ 年長) 小学校　年生
			※2	同居 ・ 別居
	年　月　日生		※1	幼稚(児)園・保育所(園) (年少 ・ 年中 ・ 年長) 小学校　年生
			※2	同居 ・ 別居
	年　月　日生		※1	幼稚(児)園・保育所(園) (年少 ・ 年中 ・ 年長) 小学校　年生
			※2	同居 ・ 別居

③	保護者の住所	寒川町	保護者氏名 ㊞
	電話番号	—	
④	年1月1日現在、寒川町に住んでいた世帯	【減免額決定のため、次のことに承諾の署名および捺印をお願いします。】 減免額決定のため、私を含む世帯全員の　年度町民税の課税状況について、確定申告等により寒川町税務課で把握しているものを使用することを承諾します。 保護者氏名　㊞	
⑤	年1月1日現在、寒川町以外に住んでいた世帯	年1月1日現在の住所	
	【　年1月1日現在に住んでいた市区町村で発行した　年度の市町村民税額がわかる書類を裏面に貼付してください。】		

上記の者が、当園に　年6月1日から9月30日までの間に在園していたことがあることを証明します。

年　月　日

所　在　地

私立幼稚園等名

設置者等職氏名　印

(宛先)寒 川 町 長

改正前

第1号様式(第4条、第6条関係)

保育料等減免措置に関する調書

※太枠内を黒インク又は黒ボールペンでご記入ください。 ※園児1人につき1枚提出してください。

①			
ふりがな		幼稚園等名	
園児氏名			
生年月日	平成　年　月　日生	在園クラス	年少(3歳児)・年中(4歳児)・年長(5歳児)
入園年月日	年　月　日入園	年度 入園料の支払い	有　・　無

② 園児の属する世帯及び保護者が監護し、生計が同一である子や孫等の状況(①の園児以外)

ふりがな 氏名	生年月日	園児からみた続柄	・幼稚(児)園児、保育所(園)児、小学生等の場合は、「※1」欄に記入してください。 ・保護者が監護し、生計が同一の子や孫等の場合は、「※2」欄の同居・別居の該当する方に○を付けてください。
	大正・昭和・平成 年　月　日生		※1 幼稚(児)園・保育所(園)(　年少　・　年中　・　年長　)小学校　年生 ※2 同居　・　別居
	大正・昭和・平成 年　月　日生		※1 幼稚(児)園・保育所(園)(　年少　・　年中　・　年長　)小学校　年生 ※2 同居　・　別居
	大正・昭和・平成 年　月　日生		※1 幼稚(児)園・保育所(園)(　年少　・　年中　・　年長　)小学校　年生 ※2 同居　・　別居
	大正・昭和・平成 年　月　日生		※1 幼稚(児)園・保育所(園)(　年少　・　年中　・　年長　)小学校　年生 ※2 同居　・　別居
	大正・昭和・平成 年　月　日生		※1 幼稚(児)園・保育所(園)(　年少　・　年中　・　年長　)小学校　年生 ※2 同居　・　別居
	大正・昭和・平成 年　月　日生		※1 幼稚(児)園・保育所(園)(　年少　・　年中　・　年長　)小学校　年生 ※2 同居　・　別居

③			
保護者の住所	寒川町	保護者氏名	
電話番号	—		㊞

④	
年1月1日現在、寒川町に住んでいた世帯	【減免額決定のため、次のことに承諾の署名および捺印をお願いします。】 減免額決定のため、私を含む世帯全員の　年度町民税の課税状況について、確定申告等により寒川町税務課で把握しているものを使用することを承諾します。 保護者氏名　㊞

⑤	
年1月1日現在、寒川町以外に住んでいた世帯	年1月1日現在の住所

【　年1月1日現在に住んでいた市区町村で発行した　年度の市町村民税額がわかる書類を裏面に貼付してください。】

上記の者が、当園に　年6月1日に在園していた(　年6月2日から12月31日までの間に在園していたことがある)ことを証明します。

年　月　日

所在地

私立幼稚園等名

設置者等職氏名　印

(宛先)寒 川 町 長